に、「第四項第一号イ」を「第六項第一号イ」に、「次の」を「、次の」に、「には」を「及び前項の外国金融機関等（第六項第一号ロに掲げる外国法人に限る。）が金融商品債務引受業と同種類の業務として他の外国金融機関等（第六項第一号イに掲げる外国法人に限る。）と特定金融機関等（第六項第二号ロに掲げる法人を除く。）との間の振替債等に係る特定債券現先取引等（当該前項の外国金融機関等が支払を受ける同項に規定する支払を受ける利子に係るものに限る。）に基づく債務を引受け等により負担した場合における当該他の外国金融機関等が、次の各号に掲げる外国法人のいずれかに該当する場合には、同項の外国金融機関等が支払を受ける同項に規定する支払を受ける利子については」に改め、同項第一号中「特定利子」を「利子」に改め、「特定金融機関等」の下に「（当該特定金融機関等（第六項第二号ロに掲げる法人に限る。）が金融商品債務引受業として外国金融機関等（第六項第一号イに掲げる外国法人に限る。）と他の特定金融機関等のうち第六項第二号ロに掲げる法人以外のものとの間の振替債等に係る特定債券現先取引等（当該利子に係るものに限る。）に基づく債務を引受け等により負担した場合には、当該他の特定金融機関等）」を、「の法人」の下に「（法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。次項において「条約相手国等の法人」という。）」を加え、同項第二号中「第四十条の四第一項又は第六十六条の六第一項」を「第四十条の四第二項第一号又は第六十六条の六第二項第一号」に、「特定外国子会社等」を「外国関係会社（第四十条の四第五項若しくは第十項（第一号に係る部分に限る。）又は第六十六条の六第五項若しくは第十項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用があるものを除く。）」に改め、同項第三号中「特定利子」を「利子」に、「第四項及び第七項」を「第六項及び第九項」に改め、同条第十一項中「第三項」を「第五項」に、「第五項」を「第七項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十項中「との間の債券現先取引又は証券貸借取引」を「又は特定外国法人が当該特定金融機関等から支払を受ける特定利子に係る振替債等に係る特定債券現先取引等又は振替国債に係る特定債券現先取引」に、「これらの債券現先取引又は証券貸借取引」を「これらの取引」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項中「第七項の」を「第八項及び第九項の」に、「前項の規定により同項に規定する申告書を提出する外国金融機関等が当該申告書を提出する場合」を「前項各号に定める申告書の提出」に、「、第七項」を「、第八項中「前項」とあるのは「第十項」と、「非課税適用申告書が同項」とあるのは「同項各号に定める申告書が前項」と、第九項」に改め、「提出をする外国金融機関等」を削り、「次項に規定する」を「次項各号に定める」に、「「当該申告書」を「当該各号に定める申告書」に、「名称」とあるのは「変更後の名称」を「本店又は」とあるのは「本店若しくは」と、「所在地」とあるのは「所在地又は変更後の名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項中「が、当該非課税適用申告書を提出した後、その名称又は本店若しくは主たる事務所の所在地その他の財務省令で定める事項の変更をした場合」を「又は特定外国法人が、次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合（外国金融機関等（第六項第一号ハ又はニに掲げる外国法人に限る。以下この項において「外国中央銀行等」という。）にあつては、第一号に掲げる場合に該当することとなつた場合）に、「変更をした日」を「該当することとなつた日」に、「その変更をした後のその者の名称及び本店又は主たる事務所の所在地その他の財務省令で定める事項を記載した申告書」を「当該各号に定める申告書（外国中央銀行等にあつては、第一号に定める申告書。以下この項において同じ。）」に、「第五項」を「第七項」に、「当該申告書」を「当該各号に定める申告書」に改め、「第一項」の下に「及び第三項」を加え、同項に次の各号を加える。

一　当該非課税適用申告書に記載した名称又は本店若しくは主たる事務所の所在地その他の財務省令で定める事項の変更をした場合　その変更をした後の当該非課税適用申告書を提出した者の名称及び本店又は主たる事務所の所在地その他の財務省令で定める事項を記載した申告書

二　当該非課税適用申告書を提出した日、前号に定める申告書を提出した日又はこの号に定める申告書を提出した日のいずれか遅い日の翌日から五年（特定外国法人にあつては、二年）を経過した場合　当該非課税適用申告書を提出した者の名称及び本店又は主たる事務所の所在地その他の財務省令で定める事項を記載した申告書

第四十二条の二第八項を同条第十項とし、同条第七項中「外国金融機関等」の下に「又は特定外国法人」を加え、同項を同条第九項とし、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項中「第一項」の下に「又は第三項」を、「外国金融機関等」の下に「又は特定外国法人」を加え、「同項」を「これら」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項第一号ハを同号ニとし、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　外国において金融商品債務引受業と同種類の業務を行う外国法人で当該業務を行うことにつき当該国の法令により当該国において金融商品取引法第百五十六条の二の免許と同種類の免許又はこれに類する許可その他の行政処分を受けているもの（その行う当該業務として他の外国法人（イ、ハ又はニに掲げる外国法人に限る。）と特定金融機関等（次号ロに掲げる法人を除く。）との間の債券現先取引又は証券貸借取引に基づく債務を引受け等により負担する場合における当該外国法人に限る。）

第四十二条の二第四項第二号イ中「金融機関及び」を「金融機関」に、「金融商品取引業者等で」を「金融商品取引業者等その他政令で定めるもので」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　金融商品取引法第二条第二十九項に規定する金融商品取引清算機関（その行う金融商品債務引受業として外国金融機関等（前号ロに掲げる外国法人を除く。）又は特定外国法人と他の法人（イ又はハに掲げる法人に限る。）との間の債券現先取引又は証券貸借取引に基づく債務を引受け等により負担する場合における当該金融商品取引清算機関に限る。）

第四十二条の二第四項を同条第六項とし、同条第三項中「第一項」の下に「及び第三項」を加え、「特定利子」を「これらの規定に規定する支払を受ける利子（以下この条において「特定利子」という。）」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3　外国金融機関等以外の外国法人（条約相手国等の法人に限る。以下この条において「特定外国法人」という。）が、平成二十九年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間において開始した振替国債に係る債券現先取引（振替国債に係る債券現先取引で政令で定める要件を満たすものをいう。以下この項において同じ。）で特定外国法人と特定金融機関等との間で行われるもの（当該取引が特定金融機関等のうち第六項第二号ロに掲げるものとの間で行われるものである場合にあつては、当該取引が、当該特定金融機関等が金融商品債務引受業として特定外国法人と他の特定金融機関等（同号ロに掲げる法人を除く。）との間で行われた振替国債に係る債券現先取引に基づく債務を引受け等により負担したことに係るものである場合に限る。次項及び第十二項において「振替国債に係る特定債券現先取引」という。）につき、特定金融機関等から所得税法第百六十一条第一項第十号に掲げる利子の支払を受ける場合には、その支払を受ける利子（政令で定めるものを除く。）については、所得税を課さない。

4　前項の規定は、同項に規定する支払を受ける利子の支払を受ける特定外国法人が、当該利子を支払う特定金融機関等（当該特定金融機関等（第六項第二号ロに掲げる法人に限る。）が金融商品債務引受業として特定外国法人と他の特定金融機関等のうち同号ロに掲げる法人以外のものとの間の振替国債に係る特定債券現先取引（当該利子に係るものに限る。）に基づく債務を引受け等により負担した場合には、当該他の特定金融機関等。以下この項において同じ。）の国外関連者（外国法人で、当該利子を支払う特定金融機関等との間にいずれか一方の法人が他方の法人の発行済株式又は出資（当該他方の法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の百分の五十以上の数又は金額の株式又は出資を直接又は間接に保有する関係その他の政令で定める特殊の関係のあるものをいう。）に該当する場合には、適用しない。

第四十二条の三第一項及び第三項中「第三十一条の二第七項」を「第三十一条の二第八項」に改める。

第四十二条の三の二第一項及び第二項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。